

## 成人になりたて注意

成人年齢が18歳に引き下げられ、まもなく3年が経過します。今回は成人になったばかりの若者が陥りやすい消費者トラブルについてお伝えします。

▼無料の脱毛施術を「お試し」で受けに行ったが、契約しないと帰れないような雰囲気にあらがえず、高額な全身脱毛コースをクレジットで契約したが支払いが困難。

▼SNS（交流サイト）で格安の包茎手術の広告にひかれ、無料カウンセリングに出向いたが「早めに施術するべきだ」とせかさされ、その日のうちに高額な施術の契約をしたが不安。

▼SNSで知り合った知人から案内された絶対に損をしないという投資話にひかれ、指南された通り消費者金融で借りた金を海外のFX口座に振り込んだ。もうけは出ているのに、口座からお金が引き出せず、知人とは連絡が取れなくなった。

成人になりたての若い人の消費者トラブルの多くは、「美」と「金」に関するものが多く、情報元はSNSであることが特徴です。コンプレックスにつけ入る魅惑的な広告や情報を鵜のみにし、悪質で組織的な勧誘を受けて、その陰に潜む危険に考えが及ばないまま契約することは大きなリスクを伴います。安易な契約は避け、必要がなければきっぱりと断る技術を磨きましょう。また、不安に思ったり、解決を必要とするトラブルに見舞われたりした時には早めに相談窓口にご相談することも大切です。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや！）

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。